

令和元年7月

横浜市立藤の木中学校 部活動における活動方針

横浜市立藤の木中学校

1. 部活動のねらい

- (1) 参加する生徒が、明るく、そして厳しさの中に充実感のある学校生活を送る。
- (2) 健康な心身を養う。
- (3) 集団活動を通して、協調性、責任感、自立心を養う。

2 部活動の性格

- (1) 学校教育の一環として行われるものであり、顧問の指導と生徒の強い希望と保護者の深い理解に支えられる活動である。
- (2) 学年や学級の所属を離れ、共通の興味や関心をもつ生徒をもって組織し、その興味や関心を追求する活動である。
- (3) 顧問の指導の下に展開する生徒の自発的・実践的な集団活動である。
- (4) 目標達成のため、大会・コンクール等への参加等の校外活動をすることがある。

3 運営組織

- (1) 部活動顧問会
 - ・全部活動の顧問で設置され、部活動の運営について必要なことを協議する。
 - ・学校長を会長とし、必要な係を年度当初の顧問で互選する。
- (2) 部活動部長会
 - ・部活動の部長で組織し、担当顧問の指導の下で健全な部活動を行うために必要なことを協議する。

4 部の成立と廃止

- (1) 部活動は指導する顧問と活動を希望する生徒があって成立する。
- (2) 部の新設については、部活動顧問会で協議し、全職員の承認をもって成立する。
- (3) 原則として、顧問を引き受ける教職員がいなくなった場合は廃止となる。ただし、以前からの部員が存在して活動の意志がある場合は、その部員が卒業するまで、部活動顧問会が指導し、新たに部員を募集しないことを条件に存続に努める。

5 入・退部について

- (1) 入部、退部は顧問・生徒・保護者の合意によって行われ、学級担任にも報告する。
- (2) 入部した者については、年度毎に継続の手続きを行う。
- (3) 新入生は4月中の仮入部期間を経て、正式入部をする。
- (4) やむを得ず退部する場合は、事前に顧問や担任・保護者とよく相談した上、所定の様式の退部願を顧問に提出する。

6 活動の財源

- (1) 活動の財源は、各部で部員から集める部費を充てる。
- (2) 部費の額は原則として上限を6000円（但し、保護者の承認を得た場合、この限りではない。）として、各部で定める。

7 活動について

- (1) 学校内での活動場所（練習、更衣、会合、昼食）は年度当初に部活動顧問会で協議する。
- (2) 学校内での休日の活動については、月ごとに部活動顧問会で、協議する。
- (3) 活動は原則として、活動場所または校内に顧問がいる場合に限り行う。ただし、顧問が不在の場合も、他の教諭に指導を依頼するなどして活動することができる。
- (4) 校外の活動については、顧問が休日教育活動届を学校長まで提出する。
- (5) 学校が定めるテスト4日前より活動は全面停止とする。また、定期テスト期間中は活動を行わない。（ただし、大会等を控えた部は保護者、管理職、職員に事前連絡を行い特例として活動することもできる。4月～8月は特例の申請により午後6時半まで活動可とする。）
- (6) 「横浜市立学校部活動ガイドライン」に則り休養日を確保し、適切な活動時間で効率的・効果的な活動を行うとともに、安全な練習環境の確保に努める。週休日の設定等については、同ガイドラインを踏まえつつも、大会やコンクール等の時期等も勘案し、週単位・月単位のスパンで柔軟に行うものとする。
- (7) 活動時の服装については、部活動ごとに定める。
- (8) 朝練習は7：30からとする。7：20より前には登校しない。
- (9) 休日の食事は弁当持参とする。買出しは禁止する。
- (10) 放課後活動後の下校時刻等は次のとおりとする。

| 月 | 4月～8月 | 9月・3月 | 10月・2月 | 11月～1月 |
|------|-------|-------|--------|--------|
| 活動終了 | 5：45 | 5：30 | 5：15 | 4：45 |
| 完全下校 | 6：00 | 5：45 | 5：30 | 5：00 |

8 保護者会について

- ・部活動保護者の部会を4～5月に開催する。但し、必要に応じて各部で随時部会を開催する。
- ・必要に応じ、各部の部長の保護者等による会合等を開催することができる。

9 部員の負傷について

- ・部活動中の生徒の負傷については「日本スポーツ振興センター」の実施する共済給付金制度の申請を行うことができる。

10 その他

- ・学校長の承認を経て、部の必要に応じ部活動外部指導者等を招聘することがある。
- ・この規約の改正は、部活動顧問会で協議し、職員会議等の承認を得て成立する。